

都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	平成28年度 決算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	518,019		
都市計画事業（歳出）	1,596,797	518,019	32.4%
8款 土木費	1,337,037	429,293	32.1%
2項 道路橋りょう費	43,412	8,827	20.3%
3目 道路新設改良費	43,412	8,827	20.3%
道路新設改良事業	43,412	8,827	20.3%
4項 都市計画費	1,293,625	420,466	32.5%
2目 土地区画整理費	74,589	25,477	34.2%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	33,836	11,557	34.2%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	40,753	13,920	34.2%
6目 公共下水道費	1,219,036	394,989	32.4%
下水道事業特別会計繰出金	1,219,036	394,989	32.4%
11款 公債費	259,760	88,726	34.2%
1項 公債費	259,760	88,726	34.2%
1目 元金	239,576	81,831	34.2%
市債償還元金（都市計画事業分）	239,576	81,831	34.2%
2目 利子	20,184	6,894	34.2%
市債償還利子（都市計画事業分）	20,184	6,894	41.6%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。